

昭和七年法律第十六号

昭和七年法律第十六号（国債ノ価額計算ニ関スル法律）

国債ノ価額ヲ會計帳簿又ハ財産目録ニ記載又ハ記録スルニハ会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十二条第一項其ノ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ財務大臣ノ告示スル標準発行価格ニ依ルコトヲ得但シ其ノ取得ノ際ニ於ケル時価ヲ超ユルコトヲ得ズ
前項ノ規定ハ外国ニ於テ発行シタル国債ニハ之ヲ適用セズ

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年法律第二十号ハ之ヲ廃止ス

本法施行ノ際所有スル国債ニシテ最終ノ財産目録調製前ニ取得シタルモノハ第一項但書ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ最終ノ財産目録調製ノ時ニ於テ取得シタルモノト看做ス

附 則（昭和十四年四月五日法律第六十八号）抄

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則（昭和四十九年四月二日法律第二十三号）抄

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成十一年二月二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成十三年二月二十八日法律第二一九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年七月二十六日法律第八七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。